

『週刊金曜日』2018.6.15 (1188) 号

「西川伸一の政治時評」予備原稿

「国民民主党の総務会制度導入をめぐるって」

私のゼミでは春と秋の各1回ずつ、政治の現場を見学する「校外ゼミ」を長く続けている。政党本部を参観し、国会議員と意見交換するのが恒例だ。6月7日実施の今年度春の「校外ゼミ」では、自民党本部を参観したのち、衆議院第一議員会館で国民民主党の前原誠司衆院議員と意見交換した。帰宅すると、本誌6月8日号が届いていた。

「政治時評」欄で、同号担当の西谷玲氏が国民民主党の総務会設置を懸念されているのを読み、「先を越された！」とほぞをかんだ。とはいえどうしても書いておきたい。

さて、自民党の最高機関は党大会である。しかしこれは原則として年に1回しか開催されない。そこで自民党の党議決定の多くは総務会が代行する。自民党本部6階に総務会室があり、毎週火曜日と金曜日が総務会の定例曜日になっている。

総務会のメンバーである総務は25名いる。党則39条によれば「一 党所属の衆議院議員の公選による者」が11名、「二 党所属の参議院議員の公選による者」が8名、そして「三 総裁の指名による者」が6名という構成である。つまり「一」と「二」には総裁や幹事長の影響力は及ばない。とりわけ、「一」は衆議院の比例代表選出議員の選挙区ごとに置かれている11の「ブロック両院議員会」によって選ばれる。たとえば、安倍晋三政権に批判的な村上誠一郎議員は、この四国ブロック枠でずっと総務に就いている。2015年5月12日の総務会で安保法案が審議された際、村上議員は「疑問のある集団的自衛権に賛成することになる」と法案に反対した。

あるいは、石破茂議員は2016年8月に中国ブロック枠で総務となった。そして総務会を舞台に、2017年1月には天皇退位をめぐる法整備を目指した党内議論のあり方を捉えて、党執行部を批判した。同年5月には、憲法9条2項を残したまま自衛隊の根拠規定を加える首相の改憲案に異を唱えた。さらに、同年7月には都議選惨敗を受けて、党執行部の無反省ぶりに苦言を呈した。

最近でも、6月5日の総務会で森友学園問題をめぐる財務省の調査報告書の内容に、ベテラン総務から政府への厳しい発言が相次いだ。

国民民主党の規約9条9項で定足数を規定している。一方自民党の総務会には定足数はない。党則41条には総務会の議決は出席者の過半数と書かれているが、実際は全会一致が慣例である。議案に反対する総務は途中退席して全会一致を「演出」するので定足数は設けられないのだ。

加えて、「総務会は自民党議員ならば誰でも室内に入って会議を傍聴できるし、誰もが番外発言と称する意見を述べることができる」（堀内光雄『自民党は殺された！』WAC）慣例がある。

自民党はこれらの不文の慣例を築き上げることで、異論を封じ込めずに党内合意を巧みに形成してきた。「国民政党としての自民党が約四十年に渡って維持してきた良識」（同上）という。

安直に制度を模倣しても、その円滑な運用に不可欠な慣例まで定着させるには困難を極めよう。

そういえば、上述の前原議員からいただいた名刺に刷られた「国民民主党」のロゴは、立憲民主党のそれに似ていた。これもいいところ取りなのか。お手軽な模倣政党を象徴しているようだ。